

議 長	<p>ご案内をしておりました時間になりましたので、会議を再開致します。 (午後 1時00分)</p>
々	<p>それでは続きまして、片岡議員の一般質問を行います。4番片岡議員。</p>
4番 片岡議員	<p>4番片岡です。通告書に従いまして3点の質問を致します。</p> <p>1点目の質問は、PM2.5に対する当町の対応と対策を問うものであります。昨日、一昨日と非常に清明な天気になりまして、PM2.5が飛来してこなかった訳でございますが、今日は向こうの方が煙っておりますが、あぁの中にPM2.5がきつとおるはずだと思います。連日のようにテレビ・新聞等でPM2.5の健康被害に関する報道の無い日は無い状態であります。PM2.5の説明等につきましては、担当課長にお任せを致しまして、国のしいんと致しまして1㎡あたり35μg以上が注意、1㎡あたり70μg以上が警戒という事になっているようでございます。島根県には測定器があり、各市町に連絡が行くようになってきている事と思っております。高齢者とか乳幼児、循環器疾患、アレルギー等をお持ちのご家庭につきましては、今回のPM2.5というのは非常に切実な問題になってきていると思っております。当町としての住民の皆様への周知方法・健康被害に対する指導などについてお聞きしたいと思っております。</p> <p>2点目の質問と致しまして、空き家管理の状況と対策を問うものであります。人口及び世帯数の減少により、当町でも空き家が増加し、倒壊事故や犯罪の温床になる可能性が出て参りました。当町におきましては、高齢化率が41%を超え、今後、空き家も確実に増加して参ります。空き家の管理は持ち主がするのが当たり前ではありますが、諸処の事情により出来ない場合もございます。空き家管理の現状と対策をお尋ねを致します。</p> <p>3点目の質問です。農地及び森林の不在地主問題についてでございます。管理されていない農地や森林が増加し、豊かな郷土が荒廃しつつあります。空き家の問題と関連を致しますが、管理されていない農地や森林の適正管理につなげる当町としての仕組み作りが必要ではないかと私は考えます。町執行部のお考えを聞くものであります。</p> <p>以上、3点の質問です。よろしくご回答お願いします。</p>
議 長	<p>それでは片岡議員の質問のうち、1項目めの「PM2.5に対する当町の対応と対策を問う」に対する、答弁をお願い致します。番外森口住民課長。</p>
番外森口住 民課長	<p>それでは片岡議員の、PM2.5に対する当町の対応と対策について問うにお答えを致します。中国では、平成25年1月10日頃より、北京を中心に、PM2.5等による大規模な大気汚染が断続的に発生しています。これ</p>

番外森口住
民課長

までも同様の現象が発生したことはありますが、今回は特に深刻で広範囲であり、健康への影響の他、高速道路の閉鎖、航空便の欠航や高速鉄道の運行停止など交通にも大きな支障を来しました。原因は汚染物資が対流しやすい気象条件下において、自動車排気ガス、集中暖房における石炭使用、工場排煙等によるPM2.5等の大気汚染の大量発生とされています。一方、日本国内の状況を見ますと、西日本で広域的に環境基準を超える濃度が一時的に観測されましたが、全国の一般測定局における環境基準の超過率について、今年1月のデータを昨年、一昨年の同時期と比較しますと、高い傾向は認められますが、大きく上回るものではないと。これは「微小粒子状物質に関する専門家会合」からの報告であります。また、PM2.5濃度が上昇した場合に懸念される健康影響について、今回の日本における一時的なPM2.5濃度の上昇によって何らかの健康影響が生じるリスクが、僅かに増加した可能性があると考えられますが、一時的な濃度の上昇が見られた日やその後、濃度上昇に対応して明確にリスクが変化したとのデータは現在のところ得られていないとのことであります。一方、呼吸系疾患や循環器系疾患による入院・受診等の小児や高齢者等とPM2.5濃度の日平均値との間に $69 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で何らかの健康影響が確認されています。他方、健康な成人を対象とした志願者によりますPM2.5の急性曝露試験の結果によりますと、平均濃度 $72.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に2時間曝露した場合に、血液生化学的指標の変化が認められたという知見がある一方で、平気濃度 $127 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 及び $190 \mu\text{g}/\text{m}^3$ への2時間曝露により血圧、心拍、血流等に変化が見られなかったとする知見もあり、PM2.5への曝露濃度と健康影響との間には、一貫した関係は見出されていないのが現状であります。

注意喚起を行う暫定的な指針となる値については、国内の疫学的知見が限られているものの、アメリカにおける大気汚染指標において、全ての人に対してある程度の健康への影響を与える可能性があるPM2.5濃度として $65.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上が定められていること等を総合的に勘案し、日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ が設定されております。

次に、住民に対する周知の方法と対策についてでありますけれども、島根県注意喚起情報にもとづき、PM2.5の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予測される場合には、防災無線や告知端末等により注意喚起の放送により周知を図って参りたいと考えております。以上でございます。

議 長

ただいまの答弁に対しまして、再質問ございますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員

ただいま森口課長の答弁をいただきまして、私はホッとした思いがしております。この質問をするにあたり、私の周辺の女性の方々は大変心配しておられました。やはりアレルギー疾患を持っておられたり、或いは家に小さい子どもがおられたりすると、どうしても黄砂と共にやってくるもので目に見えてしまって、皆さん必要以上に心配されているのではないかなという気が

4番
片岡議員 しておりましたが、今の森口課長の答弁を聞いて、未だあまり因果関係がはっきりと分かっていないというのが結論ではないかという気が致します。そこでちょっと聞いてみるのですが、今年の場合は花粉と黄砂とPM2.5と非常に三重苦というふうになっているのですが、このPM2.5は偏西風に乗ってやってくるという事なのですが、この偏西風の時季と期間について、もし分かっていたら教えていただければと思いますが。

議 長 番外森口住民課長。

番外森口住
民課長 偏西風につきましては、中緯度においてほとんど常時吹いております西寄りの風の事でございます、ヨーロッパでも日本でも吹いております。中国北西部に多く発生する低気圧の上昇気流によって空高く巻き上げられます。高さは5,000mから10,000mあたりでありまして、このあたりは偏西風という強い風が西から東に吹いております。この時期の風速は50m以上もあり、黄砂は風に乗って日本へ。東シナ海を超えて、約四千キロの距離を2、3日かけて旅してくるわけでございますが、条件が揃います月については3月から5月が黄砂の本格的なシーズンであります。夏場、偏西風は風速約25mにまで弱まるようでございます。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員 このテレビをご覧の皆様は3月から5月を気を付けていただければ良いという事になると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。そしてこれは私は本当は聞きたくなかったんですけども、家の嫁がどうしても聞いてくれという事なので聞くのですが、70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上になった時に洗濯物は干しても大丈夫か、或いは雨にあたっても大丈夫か、というような事を聞いてほしいと言っているのですが教えてもらっても良いですか。

議 長 番外森口住民課長。

番外森口住
民課長 洗濯物を屋外に干しても良いかどうかにつきましては、他の汚染物質であります花粉でありますとか黄砂なども併せて考える必要があると思ひます。PM2.5のみで考えた場合は影響は少ないと環境省では考えられています。また、洗濯物に付着しましたPM2.5の室内で再飛散については、具体的な知見はありませんが、あまり考えなくても良いとされている状況であります。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員 それでは、いちばん初めの答弁で確認させていただきますけども、70 μ g/ m^3 以上になった場合は、有線放送或いは又は告知放送で住民の方に周知するという事を確認しまして、皆さんは告知放送によってPM2.5に対する警戒をしていただきたいという事を確認しまして、この質問を終わりたいと思います。

議 長 通告書に書いてあります最後の項目はよろしいですか。
4番片岡議員。

4番
片岡議員 ありがとうございます。川本でも測定器を使って調べてもらわなくて良いだろうかというふうな意見もあります。そこで測定器の必要性及び値段などについて、もし川本町としての方針はどうなるのか、ちょっと教えていただけますか。

議 長 番外森口住民課長。

番外森口住
民課長 その前に70 μ g/ m^3 を超えた場合の対応でございますけども、先ほどお答えしましたように防災無線又は告知端末等により放送をして参ります。

それから測定器の値段と設置の必要性でございますが、測定器につきましては、簡易な移動式で安い物は4万円から30万円。それから常備式で300万円から500万円程度とされております。設備は注意喚起等行う上で効果は発揮すると思われま。あるに越したことはありませんが、過剰に反応しすぎる事によって、日常生活などに支障が出てくるおそれもあります。なお、もうひとつ値段の参考としまして、平成12年12月に埼玉県越谷市が微小粒子状物質自動測定器という物を2,520,000円で購入されております。また、県内のPM2.5の注意喚起情報は、PM2.5の日平均値が70 μ g/ m^3 を超えることが予測される場合には、注意喚起情報が県のホームページ（以下「HP」）にも掲載されております。また、注意喚起情報は、島根県の「しまね防災メール」登録者へもメール配信されます。

島根県のHPでは、松江、浜田、隠岐につきまして、1時間毎に速報値として測定データが公表されております。

当面は、浜田合庁での測定器情報を活用し、今後より詳細な対応情報が発表されてから具体的な対応をしたいというふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員 私も全く課長と同意見でありまして、過剰な反応はしないというような私の意見であります。未だPM2.5の粒子の内容についても未だ分からない状態でありますので、過剰な反応は避けて出来るだけ冷静な判断でPM70 μ g/ m^3 以上になった時に警戒をすると、この程度で宜しいんじゃない

4番
片岡議員 かなと私も思っております。ただそういう状況になりました場合には、間違いなく町民の方に周知が出来るようにしていただきたいと思っております。

議 長 以上で、1項目めの「PM2.5に対する当町の対応と対策を問う」の質問を終わります。

々 次に、2項目めの「空き家管理の状況と対策を問う」に対する、答弁をお願い致します。番外左田野政策推進課長の。

番外左田野
政策推進課
長 失礼します。4番片岡議員のご質問の内、2番目の「空き家管理の状況と対策を問う」についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、川本町は人口減少が続いており、世帯数も減少しております。その結果として、残念ながら空き家が増えてきているのは事実だと考えております。また、議員の質問の中にもありましたように、空き家について、管理が行き届かない状況が続けば、倒壊の危険性もありますし、場合によっては犯罪等の温床となる恐れがあるという事も指摘されております。町といたしましては、定住促進を推進する視点で利活用に重きを置き、空き家バンク登録を目指した調査は実施しておりますが、傷み具合などまでを含んだ空き家の状況全般についての調査は実施していないため、空き家の詳細な状況をつかんでいないのが事実でございます。全国的には、これらの空き家について、川本町のように利活用に視点をおき空き家バンク等に登録して利活用しようという動きがあるのと同時に、景観対策や防犯、安全安心の視点等に立ち、空き家等の適正管理に関する条例を整備する動きもございます。これらの状況からして、川本町としましても、今後は空き家などの現況について状況を把握したり、それらに対する対策を検討していくことが必要になってこようかとは思っております。しかし、空き家につきましては個人の所有物であり、議員のご質問の中にもありましたが、原則としては所有者の方に管理して頂くしかないのが実状と考えております。

議 長 ただいまの答弁に対して再質問ございますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員 非常に難しい問題がありまして、先ほど言われましたように空き家バンクの利活用、こういった事と条例で持ち主の責任を明確にする、こういう事を両建てでいかななくてはいけないなという気がしております。そこで当町の空き家の件数とか或いはその中でも既に危険水域に達している物、そういった物が何軒ぐらいあるか当町では把握しておられますでしょうか。

議 長 番外左田野政策推進課長。

番外左田野
政策推進課
長

川本町で空き家調査につきましては二度ばかりしております。ただこれも先ほど申しましたとおり、あくまで空き家の利活用という視点でしております。平成21年頃やりましたものに関しては74件の空き家という形で把握しておりますが、昨年、各自治会のご協力を得ましてもう一度、空き家の洗い出しをしております。全自治会ではないのですが、その時に184件という空き家をうちの定住コーディネーターの方で自治会長さんと協力して活動して把握しております。ただこれも本当に各状況については、あくまでそのまま定住の住宅として使えるとか、そうではない程度しか見ておりませんので、実際に議員さんのご質問にありましたように倒壊の危険性であるとか、そういった部分については把握していないのが実態でございます。

議 長

再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員

やはりそういった事もですね、町として把握しておくべきではないかなと思います。お隣の邑南町ではだいたい空き家が334戸、その内に倒壊の危険性がある物が30棟あるそうです。ですからそういった事を未然に調査しておきますと、やっぱりこれからの政策の発展にも資すると思いますので、そこら辺の調査の方もきちんとしていただきたいと思います。それから要するに空き家という事になりますと、要するに不在所有者という事になって参ると思います。この不在所有者のこの納税状況について分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

議 長

番外森口住民課長。

番外森口住
民課長

川本町に住所を有しない方の固定資産税の納税につきましては、次のような対処をしております。

まず1つ目には、これは所有者が生存されておられる場合ですけれども、現在住んでおられる住所地に納付書を送付して納税をしていただいております。2つ目には、所有者が死亡されたが相続がされていない場合につきましては、相続人の中から代表相続人を選定してもらい納税をしていただいております。

議 長

再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員

だいたい納税状況は良いというふうにとって良いんですか。

議 長

番外森口住民課長。

番外森口住

はい、固定資産税につきましては、先ほど言いましたように二通りの方法

民課長	で納税をしていただいておりますので、不在だから税金の請求先が無いという事はありません。
議 長	再質問ありますか。4番片岡議員。
4番 片岡議員	未納とか取り立てが出来ないという所は無いという事ですね。
議 長	番外森口住民課長。
番外森口住 民課長	それにつきましては不在だから滞納が有るとかという部分でなく、それは生存されている所有者でも未納というのは有りますので、それは何とも言い難いところではありますが、未納が有るのは間違いございません。
議 長	再質問ありますか。4番片岡議員。
4番 片岡議員	その辺はちょっとおいとしまして、これから出てくる問題としてこの不在所有者の方、空き家の持ち主の方が税金を固定資産税等を払うのは嫌だと、じゃあ物納をお願いします、或いは寄附を申し入れられた場合、こういった時には川本町としてはどういうふうに対応されるというふうにお考えでしょうか。
議 長	番外東間総務課長。
番外東間総 務課長	現在、町の方へ寄附したいという事例もございます。それで現時点ではこうした当面、人が想定されない建物等がございますので、そういった事を取得しますと新たに管理するコストが発生することや、それから町税、23年度決算の3億4千万ばかりございますが、その内の固定資産税がだいたい半分ぐらいの1億7千万ぐらいあります。そういった要するに固定資産税を逃れる事を助長するような懸念がありますので、現時点ではそういった申し出があった場合にお断りしております。
議 長	再質問ありますか。4番片岡議員。
4番 片岡議員	不在地主と言いますか不在家主ですね、この人達は皆さん都市部へ出ておられたりして自分の家がもう無くても良いよと、寄附して税金などは払いたくないという事が多分、今からこれからだんだん多く出てくると思うんです。こういった事をやっぱり何らかの形で基準を作っておかないといけないなと思うのですが、ただ税金も払いたくない或いは払えないという人は必ず居られると思うので、自分の家ではありますが何とか処理をしたい、そういった

4番
片岡議員 窓口になるのが空き家コーディネーターとかそういう人になるのでしょうか。

議 長 番外左田野政策推進課長。

番外左田野
政策推進課
長 議員が仰いましたようになかなか管理が難しいという事で手放したいという事も含めた空き家相談、持ち主さんからの相談というのは無いわけではございません。貸したい又は売れば売りたい。もし管理していただけるのならただ同然でも良いよというような事を含めたご相談があるのは事実でございます。ただこれにつきましても町が、先ほど総務課長の方からもありましたように、町がなかなか管理をするという訳にはいきませんので、民々、個人対個人のお話しの中で良い話になればお安い値段で購入なり管理を引き継がれる事例は有るかとは思っておりますが、なかなか行政としてそこに立ち入るのはなかなか難しいのが状況でございます。空き家バンクに登録して実際に借りたいというお話しがあれば、当事者同士でお話しをする事をお手伝いする事は現在でも全く無い訳ではございません。

議 長 再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員 もう一回確認ですが、もし自分の家を処分したい或いは寄附したい、ただ同然でも良いよというお方が居られたら、その空き家バンクを紹介の窓口には町がなるという事ですね。

議 長 番外左田野政策推進課長。

番外左田野
政策推進課
長 基本的に、ご相談には応じます。只、物によって、その明らかになかなかご紹介しにくいような物件の場合もあろうかとは思いますが、全てが対応出来るかというお約束はしかねるところでございますが、新たな方が使っただけそうな物件に付きましては紹介までは出来るかとは思いますが、それが上手い話になるかどうかは難しいかも知れませんが、ご相談があればお手伝いは出来るかと思えます。只、なかなか町としてという動きは難しいのは事実でございます。

議 長 再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員 私なども何度かそういった質問を投げ掛けられた事が有るもので、難しい問題だなというのが実感なのですが、何とかそういった事をコーディネートする事も町として必要な事だと思います。これだけ空き家が増えたり空き地が増えたりしますと、どうしても管理等に付きまして危ない状況等が出てき

4番
片岡議員

ますので、出来るだけ管理の出来る方に斡旋をしてあげる、その窓口が空き家バンクという事で、これから先も私たちもそういった事で空き家バンクの活用に繋げていきたいなと思います。あと島根県内で松江市と浜田市、それから邑南町でも条例を制定されるそうなのですが、空き家の適正管理を所有者に義務付ける条例を制定するところが、この3市町あるそうです。川本町でもここの事を明確にする為にも条例を作られて、きちんとされた方が宜しいんじゃないかと老婆心ながら思っておりますので、それを付け加えまして2番目の質問を終わります。

議長

以上で、2項目めの「空き家管理の状況と対策を問う」の質問を終わります。

々

次に、3項目めの「農地及び森林の不在地主問題について」に対する答弁をお願い致します。番外森川産業振興課長。

番外森川産業振興課長

それでは、4番片岡議員のご質問のうち、3点目の「農地及び森林の不在地主の問題」について、お答えを申し上げます。議員ご指摘のとおり、耕作放棄地発生要因の一つと致しまして、農地の所在地に居住していない、いわゆる不在地主の農地が耕作放棄地になりやすい傾向がございます。これは、不在地主は地元農家との利用調整機能をもちにくいことから、農地の利活用がされずに起こると考えられます。本町では農地の減少を食い止め、農地の貸借を効率的に行うことを狙いに農業委員会が農地パトロール、農地の利用状況調査を毎年行っております。農作物の作付けがされず、維持管理も出来ない農地、周辺の農地に悪い影響を与えるような農地については、その所有者に対して指導を行うこともございます。そして、優良農地が耕作放棄地とならないよう川本町農業公社では、農地利用集積円滑化事業により貸したいと思っている所有者と、借りたいと思っている地域農業の担い手の調整を行っているところでございます。また、相続後、登記がされない事によって、優良農地でも利用権設定が出来ない場合もある事から、農業委員会では農地法の改正により届け出の義務となった農地相続の手続きについて、相続をされる方をお願いをしているところでございます。具体的には、本町では農地所有者がお亡くなりになった場合に、その相続人の方が各手続きに役場に来られる時があります。その時に、その農地の相続の手続きについても、説明をさせていただいている状況でございます。少しでもそういった事によりまして利用権設定につながればと思いますし、農地が有効に利活用出来ればと思っております。このように不在地主の農地についても出来るだけ耕作放棄地にならないような取り組みを行っている現状でございます。そして森林につきましては、森林の施業を行うにあたり町と邑智郡森林組合と一緒に森林経営計画をたて、個人の所有されている森林が例え小規模でも、それをまとめて団地化することで一体として整備する事が出来るよ

番外森川産業振興課長 うになった事から、そういった不在地主の方についても、そういった取組を行っております。そのことによって、その計画に同意をいただく事によって有利な補助金が活用でき森林の管理につながるものでございます。現在、その不在地主の所有者の皆さんに対しましても、その計画に承諾して頂くよう協定書の締結に向けて森林組合さんが取り組みを行われております。そしてその協定書に締結をいただいた不在地主の方の森林について荒廃しないような取り組みが行われている現状でございます。以上でございます。

議 長 再質問ございますか。4番片岡議員。

4番片岡議員 農地及び森林につきまして説明いただきました。農地については農業公社が窓口になって、森林については森林組合が窓口で対応しているという事があります。それで不在地主の人数等は把握しておられますか。

議 長 番外森川産業振興課長。

番外森川産業振興課長 ご質問のございました不在地主の人数でございますが、農地に付きましては約270名ぐらいが不在地主としていらっしゃいます。ただ相続がされておらず、もう亡くなられた方の名義の農地も有ったりしまして、実際には若干その中でも変動する所があるかも知れないと思っております。

議 長 再質問ありますか。4番片岡議員。

4番片岡議員 その中でどうしても森林なんかにつきましても固定資産税の対象になりますので、所有権を放棄したい人などの人数等についても把握しておられますか。

議 長 番外森川産業振興課長。

番外森川産業振興課長 現在のところ所有権を放棄されたい方の人数というのは把握しておりません。

議 長 再質問ありますか。4番片岡議員。

4番片岡議員 これも先ほどの空き家の問題と同じような事になると思うのですが、どうしても納税が付いて参りますので、将来、所有権を放棄したい、或いは寄附したい、或いは売りたい、そういった方が増えて参ると思えます。こういった事への対応というのはどういうふうを考えておられますか。

議 長 番外森川産業振興課長。

番外森川産業振興課長

ご質問のございました所有権を放棄されたい、或いは寄附をされたいという事でございますが、先ほど空き家のところでもこちらの方からご説明しましたように町の方でそれを農地・森林等の寄附を受けていただくような事はなかなか現状では難しいと考えております。ですので例えばそうやって相続人の方がご相談に来られて、現在の農地を例えば何方かに譲りたい、利用権設定をしたいといった場合には、ご相談には乗らせていただこうとは思いません。ただ優良農地ではないと、なかなかそういった利用権設定も出来ませんし、売買の対象にもなりにくいと思いますので、その農地にも限りますが、そういった斡旋の要望には対応したいと思います。ただ森林に付きましてはなかなかこれは現状的には難しいところがございますが、管理については先ほど言いましたように森林組合の方でいろいろな事を取り組んでいただいておりますので、そういった中で管理が出来ればなというふうに思っているところでございます。

議 長

再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員

空き家に関しても、この森林、或いは耕作放棄地に付いても同様なのですが、もし寄附の申し出が有るのならば積極的に受けたら如何なんですかね。受けて、例えば森林組合に管理を委託するとか、農地の場合は昨日の話で三原のあさひ何とか云々とかありましたね、そういった方々にやっていただくとかそういったどんどん集約していくような道も有るのではないかと思うのですか、そこら辺の考えはありませんか。

議 長

番外森川産業振興課長。

番外森川産業振興課長

町と致しまして今、実際に町として利用する予定の無い森林なり農地を所有するという事は今の段階では、なかなか厳しいと思っております。それでその農地の利用権設定する場合も、先ほど申しましたように優良農地でございますと、なかなかそれを受けられる方もいらっしゃいません。それで町が所有した農地をその団体に利用権設定をするという事もございませんので、議員仰るご意見はなかなか難しかなと思います。

議 長

再質問ありますか。4番片岡議員。

4番
片岡議員

管理されていない森林とか耕作放棄地をどんどん町に受けってしまうと大変だろうと思います。だけどこれはただで貰う訳ですから、買おうという訳ではないですか、ただ固定資産税が入らなくなるというデメリットはあるかも知れませんが、そのデメリットって大したことはないような感じがするんですけど如何ですか。

議 長 番外森川産業振興課長。

番外森川産業振興課長 例え無償でいただけたとしましても、その維持管理費というのはどうしても係って参ります。森林組合さんが事業を取り入れられましても個人負担というのは幾らか出て参りますので、そういった事を考えますと多くの山林・農地を町が保有して維持管理していくという事は不可能ではないかというふうに思っております。

議 長 再質問ありますか。4番片岡議員。

4番片岡議員 人・農地プランの策定で或いは関連の補助金等として、農地流動化助成とか農地再生利活用促進補助とか、農地に関してはこんなものが有りますよね。同じように森林に関しても、有るんでしょうね、多分。ですから遊休地とか耕作放棄地を何とかしようとする人に対しては補助金があって、実際、放置されている物に対しては何も無い訳ですから。ただそういうのを町でプールしておけば集約し易いような気もするのですが、そこら辺のところは難しい事は置いておきまして、これは何でこういう質問をしたかと言いますと、鳥取県の日南町というところがあります。ここでは鳥取大学と連携して7年前から不在地主問題に取り組んでおられます。不在地主の意志や所有情報をNPO法人が一元化して適正管理に繋げる仕組み作りを提案されたそうです。詳細については私は未だ存じておりませんが、こういった所の取組も情報収集されて川本町のお役に立てれば良いかなというふうに思っております。その調査の中でも不在地主の9割の方以上が60歳以上の高齢者で、課税負担から所有権を放棄したいというふうに考える地主の方が多数居られるというふうに調査結果も出ているようです。ですからこういった取組もありますので川本町の参考にされるのも一考かと思しますので、是非、調べてみて下さい。ちょっとお願いで回答してみてください。

議 長 番外森川産業振興課長。

番外森川産業振興課長 ただいま議員さんの方からご紹介にありました先進事例につきましては、こちらの方でも調べさせていただきまして参考になるようであれば本町でも検討したいと思えます。

議 長 再質問ありますか。
（「終わります」の声あり）

々 終わります。
（「はい」の声あり）

議 長

これもちまして、片岡議員の一般質問を終了致します。